

(制定日：令和5年1月25日)

## 徳島県動物愛護管理センター見学に係る要綱

### (趣旨)

本要綱は、本県の動物愛護管理行政の現状を周知するとともに、県民の動物愛護思想の向上を図り、動物との適切な関わり方等を学んでもらうことを目的に徳島県動物愛護管理センター（以下「管理者」という。）が管理・運営する愛護管理棟、収容棟、譲渡交流拠点施設「きずなの里」及び付随する施設（以下「本施設」という。）の見学利用について定めるものです。

ご利用に際しては、本要綱の他にも必要に応じて規約を定めることがあり、これについても遵守をお願いします。

### (申込方法等)

1. 施設見学の申込みは、動物愛護管理センター施設見学申込書（別紙1）に必要事項を記入の上、申込み代表者の身分証明証（運転免許証、保険証等）の写しと併せて、センターへ持ち込み又は郵送にて申込みください。
  - (1) 申込み受付は、利用希望日の2週間前迄とします。見学可能日及び時間は、平日10時から16時までとし、見学時間は30分程度を基本とします。

※土日・祝日、年末年始は原則見学対応不可とします。
  - (2) 平日の所定時間においても管理者が実施する事業及び都合等のため、利用できない場合があります。
  - (3) 見学を申込み者（以下「利用者」という。）の年齢は、申込時に満15歳以上の者（15歳未満の者は保護者同伴（学校等の引率者含む）で申込みこと）とします。また、利用者全員の氏名、住所、連絡先及び年齢を利用者名簿一覧等（別紙2）記載してください。
  - (4) 申込み希望日が重複した場合、申込みに不備がある場合、「6 申込み制限」に該当する場合又は本要綱を遵守しない場合には、不受理としますので、予めご了承ください。

### (申込みの承諾等)

2. 申込みの承諾は、管理者は業務予定を勘案の上、利用者へ電話で連絡することをもって行います。なお、見学利用にあたっては、管理者の都合により時間、見学人数及び回数等条件を設けることがあります。

### (見学利用に係る権利の譲渡・転貸の禁止)

3. 利用者は、本施設を見学利用する権利について、利用者以外への譲渡・転

貸を禁じます。

(申込み制限)

4. 次の各号のいずれかに該当する場合は、申込みを拒否します。
- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律等を含む日本国での法律、徳島県条例及びセンターの施策等に反する活動を行う場合。
  - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある場合。
  - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある場合。
  - (4) 本施設又は設備・備品を損傷するおそれがある場合。
  - (5) 本施設の管理・運営上、支障があると認められる場合。
  - (6) 本要綱6の「利用者の責務」に係る事項に反したと管理者が認めた場合。
  - (7) その他、管理者が不適當であると認めた場合。

(申込みの取消し、見学利用の中止・停止等)

5. 次の各号に該当する場合には、利用者が申込成立済または本施設の見学利用中であっても、管理者は申込みの取消し、または見学利用の中止・停止等をさせていただきますことがあります。その結果生じた損害に対して管理者は一切の責任を負いません。
- (1) 管理者が「申込み制限」に該当すると認めたとき。
  - (2) 管理者が申込書に虚偽の記載が認めたとき。
  - (3) 見学利用者が本施設に危険物を持ち込んだと管理者が認めたとき。
  - (4) 利用者が見学利用に関して、本要綱及び規約を遵守していないと管理者が認めたとき。
  - (5) 本施設の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたと管理者が認めたとき。
  - (6) 本要綱6の「利用者の責務」に係る事項に反したと管理者が認めたとき。

(利用者の責務)

6. 利用者は次の事項を遵守してください。
- (1) 利用者は管理者の定める要綱及び規約を自ら遵守するとともに、利用者関係者等に対しても遵守させてください。
  - (2) 利用者は、感染症の予防対策等の健康管理を適切に実施してください。
  - (3) 利用者は本施設の適切な利用、秩序維持及び盗難・事故防止等を行ってください。
  - (4) 利用者は本施設を利用するにあたり、一切の責任を持つこととし、利用者関係者にも内容等を十分に周知徹底し、利用者関係者から管理者へ再三の問い合わせがないようにしてください。
  - (5) 申込み成立後のキャンセル又は、変更については、利用者は見学利用日

迄に管理者に連絡してください。

- (6) 利用者及び利用者の関係者が本施設において、備品及び付帯設備等を損傷等させたり、その他本施設の管理・運営等に支障をきたす事態を発生させた場合、直ちに管理者に報告をしてください。また、これらの事態を生じさせた場合、この事態に伴う管理者の損害の賠償等を利用者及び利用者の関係者に請求することがありますので、予めご了承ください。
- (7) 本施設利用時に出た廃棄物等は、各自お持ち帰りください。
- (8) 本施設の収容棟、きずなの里、その他管理者の許可のない場所においての一切の写真・動画撮影及び録音を禁じます。また、許可なく撮影及び録音した物をインターネット上などにおいて、管理者の許可なく掲載していることを管理者が認めた時は必要に応じて弁護士に法務相談し、然るべき対処を行うとともに、その事実を認めた以降において、本施設の利用（ただし、管理者が必要と認める目的での利用を除く。）を禁じます。
- (9) 本施設において、管理者の許可のない場所に無断で侵入することを禁じます。

附則 本要綱は令和5年1月25日から施行する。